中学校における感染症による出席停止について（ホームページ掲載用）

1　出席停止の期間と基準

（1） 第二種感染症

次の感染症の出席停止期間は「学校保健安全法施行規則による期間」とします。ただし、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りではありません。また、インフルエンザ以外の感染症については、出席停止終了後の最初の登校日に「登校・登園許可等証明書（病院から出される証明書）」を提出してください。また、出席停止期間は、証明書に記載された期間となります。

	学校保健安全法施行規則による期間の基準	証明書
インフルエンザ(鳥インフルエンザ等を除く)	発症した後５日を経過し、かつ、解熱したあと２日を経過するまで ＊「出席停止日数の算定方法」については別表参照	無
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	有
麻しん	解熱した後、３日を経過するまで	
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現したあと５日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
風しん	発疹が消失するまで	
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱	主要症状が消退後、２日を経過するまで	

【インフルエンザの出席停止日数の算定方法】

出席停止の日数は、発症及び解熱した当日は含めず、その翌日を１日目として数える。

（例）

発症日 ０日目	発症後 １日目 （起算日）	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後 ６日目	発症後 ７日目
発症 (当日解熱)	休	休	休	休	休	登校可能 ※	
発症 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱）	休 （解熱）	休 解熱後 １日目	休 解熱後 ２日目	登校可能 ※	
発症 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱）	休 （解熱）	休 解熱後 １日目	休 解熱後 ２日目	登校可能 ※

※ただし、咳等の症状が残っている場合は登校できません。

（2） 溶連菌感染症

相模原市においては、医師の判断により登校可能とするまで出席停止となります。出席停止終了後の最初の登校日に「登校・登園許可等証明書（病院から出される証明書）」を提出してください。また、出席停止期間は、証明書に記載された期間となります。

（3） 新型コロナウイルス

出席停止期間は、「発症日（発熱等症状が出た日）の翌日から５日間、かつ症状軽快後１日」です。病院からの「登校・登園許可等証明書」は出ません。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止日数の算定方法】

出席停止の日数は、発症及び解熱、症状軽快後した当日は含めず、その翌日を１日目として数える。

（例）

発症日 ０日目	発症後 １日目 （起算日）	発症後 ２日目	発症後 ３日目	発症後 ４日目	発症後 ５日目	発症後 ６日目	発症後 ７日目
発症(無症状検査日) （当日解熱）	休	休	休	休	休	登校可能	
発症 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱）	休 （解熱かつ 症状軽快）	休 （症状軽快 後１日目）	休	登校可能	
発症 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱）	休 （発熱等）	休 （発熱等）	休 （解熱かつ 症状軽快）	休 （症状軽快 後１日目）	登校可能

（4）マイコプラズマ感染症、などは、感染状況等を参考に学校長の判断により出席停止の扱いとすることもあります。